⑵　人工合成核酸（生物から取り出された断片を含まないものに限る。）
⑶　遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物
⑷　ヒトの遺伝資源
⑸　遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、議定書が日本国について効力を生ずる日前に提供国から取得されたもの
⑹　一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの

2　議定書適用外遺伝資源利用

この指針は、遺伝資源の利用であって食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約が適用されるものその他の議定書適用外遺伝資源利用（議定書の適用される遺伝資源の利用に該当しない行為をいう。）については、適用しない。

第２章　提供国法令の遵守の促進に関する措置

第１　遺伝資源の適法な取得に係る報告

1　取得者による報告

提供国法令が適用される遺伝資源（議定書適用外遺伝資源等を除く。以下同じ。）を取得して我が国に輸入した者（以下「取得者」という。）は、当該遺伝資源に係る国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載された場合には、当該掲載がなされた日から六月以内に、適法に取得したことを証する情報として当該国際遵守証明書の固有の識別記号を記載した様式第１の報告書に当該国際遵守証明書の写し（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。以下同じ。）を添えて環境大臣に報告するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

⑴　取得者が、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載される前に、当該国際遵守証明書の固有の識別記号に代わる提供国法令が適用される遺伝資源を適法に取得したことを証する情報として、次に掲げる事項を記載した様式第２の報告書に許可証等の写し（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。以下同じ。）を添えて環境大臣に報告した場合
①　提供国
②　許可証等の発給機関
③　許可証等の発給日
④　許可証等の有効期限
⑤　提供者
⑥　遺伝資源
⑦　提供者と相互に合意する条件の設定の有無
⑧　商業的な利用又は非商業的な利用の別
⑵　許可証等の発給日から一年を経過しても当該許可証等に係る国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載されない場合

2　人の健康に係る緊急事態

⑴　１の規定は、国際保健規則で定める緊急事態又は人の健康に対する緊急事態と認められる事態に対処するための遺伝資源の取得については、適用しない。この場合において、その取得者は、緊急事態の収束として認められる条件を満たした日から六月以内に、様式第１の報告書に国際遵守証明書の写しを添えて、環境大臣に報告するものとする。
⑵　⑴の規定にかかわらず、緊急事態の発生及び収束の時点を特定することが困難な場合にあっては、当該事態に対処するための遺伝資源を取得した日から一年以内に、様式第１の報告書に国際遵守証明書の写しを添えて環境大臣に報告するものとする。

3　輸入者等による報告

提供国法令が適用される遺伝資源を他人から譲り受けて国内に輸入した者（取得者を除く。以下「輸入者」という。）又は我が国において当該遺伝資源を譲り受けた者（取得者及び輸入者を除く。）は、当該遺伝資源が適法に取得されたことを証する情報として国際遵守証明書の固有の識別記号を保有している場合にあっては当該記号を記載した様式第１の報告書に国際遵守証明書の写しを添えて、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載される前に固有の識別記号に代わる適法に取得したことを証する情報を保有する場合にあっては様式第２の報告書に許可証等の写しを添えて、これを環境大臣に報告することができるものとする。

4　環境大臣による国際クリアリングハウスへの情報の提供

⑴　環境大臣は、１から３までのいずれかの規定に基づき様式第１により報告された情報を国際クリアリングハウスに提供するものとする。この場合において、報告をした者に係る情報を提供するかは、当該者の希望に応じて決定するものとする。
⑵　環境大臣は、１又は３の規定に基づき様式第２により報告した者の希望に応じて、当該報告された情報を国際クリアリングハウスに提供するものとする。この場合において、提供する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。

5　環境大臣による情報の周知

⑴　環境大臣は、１から３までのいずれかの規定に基づき報告した者の希望に応じて、当該報告された情報を環境省のウェブサイトに掲載するものとする。この場合において、掲載する情報は、当該者の希望に応じて決定するものとする。
⑵　環境大臣は、⑴に定める情報のほか、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する措置を的確かつ円滑に行うために必要な情報を環境省のウェブサイトに掲載するものとする。

第２　遺伝資源に関連する伝統的な知識の適法な取得に係る報告

第１の１から３までのいずれかの規定に基づく報告をする者のうち、当該報告の対象となる遺伝資源の利用において併せて利用することを目的として、提供国法令が適用される遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ者は、当該報告に当たって、様式第１又は様式第２の報告書に遺伝資源に関連する伝統的な知識を適法に取得した旨を記載し、併せて報告するものとする。ただし、第１の１⑵の場合には、この限りでない。

第３　報告の奨励

1　報告に係る指導及び助言

⑴　環境大臣は、第１の１又は２に定める期間内に報告をしなかった者に対し、それぞれ第１の１又は２に定める報告を求めるものとする。また、環境大臣その他の主務大臣は、必要があると認めるときは、取得者に対し、当該報告に関し必要な指導及び助言を行うものとする。
⑵　環境大臣は、第２に定める持ち込んだ者であって第１の１又は２に定める期間内に報告をしなかった者に対し、第２に定める報告を求めるものとする。また、環境大臣その他の主務大臣は、必要があると認めるときは、当該持ち込んだ者に対し、当該報告に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

2　国際遵守証明書の固有の識別記号の公表

環境大臣は、取得者に係る情報が含まれない国際遵守証明書については、当該国際遵守証明書の固有の識別記号を公表し、報告を奨励するものとする。

第４　提供国法令の違反の申立てに係る協力

1　議定書の我が国以外の締約国から提供国法令の違反の申立てがあった場合において、環境大臣は、必要があると認めるときは、議定書により締約国が協力の義務を負うものとして定められた範囲内において、当該申立てのあった事案に係る取得者、輸入者、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を利用する者その他の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を取り扱う者に対し、その有する遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得、輸入、利用その他の取扱いに関する提供国法令の違反についての情報の提供を求めるものとする。また、環境大臣その他の主務大臣は、必要があると認めるときは、当該遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を取り扱う者に対し、その有する遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得に関する情報の提供に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

2　環境大臣は、必要があると認めるときは、１により得られた情報を、議定書第13条１に基づき指定した中央連絡先等を通じ、申立てをした議定書の我が国以外の締約国に提供するものとする。